

令和8年度 高齢者肺炎球菌 定期予防接種費用助成

隠岐の島町では高齢者の肺炎球菌感染症の予防を目的に定期予防接種の費用助成を行います。国の方針により、令和8年4月1日から定期予防接種で使用するワクチンが変更されます。新しいワクチン（20価）は、予防効果が従来のワクチン（23価）よりも高いとされています。

【助成対象者】 ※対象者への個別通知は行いません

接種日に隠岐の島町に住民登録がある方で、過去に肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがない方で、①又は②に該当する方

- ①接種日時点で、満65歳の方
- ②60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、もしくは呼吸器の機能障害又は、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方
(身体障害者手帳1級の写し又は医師の診断書の添付が必要です)

【助成金額】

■定額 3,000円

※ワクチンの種類は令和8年度より沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)に変更になります。
※使用するワクチン単価が上がるため、従来ワクチンより自己負担額が増額となります。

* 予防接種費用は各医療機関によって異なりますので、接種する医療機関にお問い合わせください。

【接種期間】

令和8年4月1日～令和9年3月31日

【申請受付期間】

令和8年4月1日～令和9年4月7日

【助成手続の手順】

1. 接種を希望する医療機関に直接予約をしてください。
* 予診票は医療機関で受け取り、記入をしてください。
2. 予防接種を受け接種費用を全額お支払いください。
* 接種後、接種内容のわかる領収書・予診票を医療機関から受け取ってください。
3. 次の①～④を役場保健福祉課健康係・支所・出張所窓口へ提出してください。
 - ① **高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成金交付申請書兼請求書**
* 用紙は役場窓口にあります。
* 振込先の金融機関と口座の記入が必要です。**通帳と印鑑**をお持ちください。
 - ② **接種医療機関の領収書（原本）**
 - ③ **診療明細書（原本）**
* 領収書に被接種者名、接種日、ワクチン名、医療機関等の記載があれば不要です。
 - ④ **予診票（原本）**
* 接種後に医療機関から受け取り、ご持参ください。
4. 申請から約1か月後、ご指定の口座へ助成金が振り込まれます。

【問い合わせ先】

隠岐の島町役場保健福祉課健康係

☎ 2-8562